

2 チャレンジ事業は、チャレンジ雇用終了後、正社員として期間の定めのない雇用契約を締結する強い意欲を有する農業法人等であること。

3 チャレンジ事業の対象となる雇用就農希望者は、雇用就農に強い意欲を有する者であること。また、農業法人の代表者の3親等以内の親族でないこと。

(事業の実施)

第63条 チャレンジ事業は、この業務規則に定めのない事項は、理事長が別に定める実施要領等によるものとする。

第3節 雇用就農定着支援事業

(事業の目的)

第64条 雇用就農定着支援事業（以下「定着支援事業」という。）は、農業法人が行う雇用就農者への人材育成を支援し、新規雇用就農者の定着を図り、長期の雇用就農へとつなげることを目的とする。

(事業の内容)

第65条 定着支援事業は、新規雇用就農希望者がチャレンジ雇用終了後、正社員として期間の定めのない雇用契約を締結し、農業法人への定着を図る内容とする。

(事業の対象及び主な要件)

第66条 定着支援事業の対象は、チャレンジ雇用終了後、正社員として期間の定めのない雇用契約を締結した雇用就農者とする。

2 定着支援事業は、事業の申請時点で正社員雇用後3か月を経過していること。

(事業の実施)

第67条 定着支援事業は、この業務規則に定めのない事項は、理事長が別に定める実施要領等によるものとする。